

子ども・子育て支援新制度の概要

子ども・子育て支援新制度のポイント

自公民3党合意を踏まえ、子ども・子育て関連3法が成立(平成24年8月)。 幼児教育・保育・地域の子ども・子育て支援を総合的に推進。

消費税の引き上げにより確保する0.7兆円程度を含め、追加の恒久財源を確保し、すべての子ども・子育て家庭を対象に、幼児教育、保育、地域の子ども・子育て支援の質・量の拡充を図る。

新制度は平成27年4月に本格施行。市町村が、地方版子ども・子育て会議の意見を聴きながら、子ども・子育て支援事業計画を策定し、実施。

3法の趣旨

自公民3党合意を踏まえ、保護者が子育てについての第一義的責任を有するという基本的認識の下に、
幼児期の学校教育・保育、地域の子ども・子育て支援を総合的に推進

* 子ども・子育て関連3法とは、 子ども・子育て支援法 認定こども園法の一部改正法 児童福祉法の一部改正等関係法律の整備法

主なポイント

認定こども園、幼稚園、保育所を通じた共通の給付（「施設型給付」）
及び小規模保育等への給付（「地域型保育給付」）の創設



* 地域型保育給付は、都市部における待機児童解消とともに、子どもの数が減少傾向にある地域における保育機能の確保に対応

認定こども園制度の改善（幼保連携型認定こども園の改善等）

- ・ 幼保連携型認定こども園について、認可・指導監督の一本化、学校及び児童福祉施設としての法的位置づけ
- ・ 認定こども園の財政措置を「施設型給付」に一本化

地域の実情に応じた子ども・子育て支援（利用者支援、地域子育て支援拠点、
放課後児童クラブなどの「地域子ども・子育て支援事業」）の充実

市町村が実施主体

- ・ 市町村は地域のニーズに基づき計画を策定、給付・事業を実施
- ・ 国・都道府県は実施主体の市町村を重層的に支える

社会全体による費用負担

- ・ 消費税率の引き上げによる、国及び地方の恒久財源の確保を前提
(幼児教育・保育・子育て支援の質・量の拡充を図るためには、消費税率の引き上げにより確保する0.7兆円程度を含めて1兆円超程度の追加財源が必要)

政府の推進体制

- ・ 制度ごとにバラバラな政府の推進体制を整備 (内閣府に子ども・子育て本部を設置)

子ども・子育て会議の設置

- ・ 国に有識者、地方公共団体、事業主代表・労働者代表、子育て当事者、子育て支援当事者等 (子ども・子育て支援に関する事業に従事する者) が、子育て支援の政策プロセス等に参画・関与することができる仕組みとして、子ども・子育て会議を設置
- ・ 市町村等の合議制機関 (地方版子ども・子育て会議) の設置努力義務

施行時期

- ・ 平成27年4月に本格施行

子ども・子育て支援新制度の概要

市町村主体

〔 認定こども園・幼稚園・保育所・小規模保育など
共通の財政支援 〕

施設型給付

認定こども園 0～5歳

幼保連携型

幼保連携型については、認可・指導監督の一本化、
学校及び児童福祉施設としての法的位置づけを
与える等、制度改善を実施

幼稚園型

保育所型

地方裁量型

幼稚園 3～5歳

保育所 0～5歳

私立保育所については、児童福祉法第24条により市町村が
保育の実施義務を担うことに基づく措置として、委託費を弁弁

地域型保育給付

小規模保育、家庭的保育、居宅訪問型保育、事業所内保育

〔 地域の実情に応じた
子育て支援 〕

地域子ども・子育て支援事業

- ・利用者支援事業
- ・地域子育て支援拠点事業
- ・一時預かり事業
- ・乳児家庭全戸訪問事業
- ・養育支援訪問事業等
- ・子育て短期支援事業
- ・子育て援助活動支援事業
(ファミリー・サポート・セン
ター事業)
- ・延長保育事業
- ・病児保育事業
- ・放課後児童クラブ
- ・妊婦健診
- ・実費徴収に係る補足給付
を行う事業
- ・多様な事業者の参入促進・
能力活用事業

国主体

〔 仕事と子育ての
両立支援 〕

仕事・子育て両立支援事業

- ・企業主導型保育事業
事業所内保育を主軸とした企
業主導型の多様な就労形態に
対応した保育サービスの拡大
を支援(整備費、運営費の助
成)
- ・企業主導型ベビーシッ
ター利用者支援事業
繁忙期の残業や夜勤等の多
様な働き方をしている労働者が、
低廉な価格でベビーシッター派
遣サービスを利用できるよう支
援

施設型給付費等の支給を受ける子どもの認定区分

子ども・子育て支援法では、教育・保育を利用する子どもについて3つの認定区分が設けられ、これに従って施設型給付等が行われる。(施設・事業者が代理受領)

認定区分	給付の内容	利用定員を設定し、給付を受けることとなる施設・事業
<p>満3歳以上の小学校就学前の子どもであって、<u>2号認定子ども以外のもの</u>(1号認定子ども) (第19条第1項第1号)</p>	<p>教育標準時間 ()</p>	<p>幼稚園 認定こども園</p>
<p>満3歳以上の小学校就学前の子どもであって、保護者の労働又は疾病その他の内閣府令で定める事由により<u>家庭において必要な保育を受けることが困難であるもの</u>(2号認定子ども) (第19条第1項第2号)</p>	<p>保育短時間 保育標準時間</p>	<p>保育所 認定こども園</p>
<p>満3歳未満の小学校就学前の子どもであって、保護者の労働又は疾病その他の内閣府令で定める事由により<u>家庭において必要な保育を受けることが困難であるもの</u>(3号認定子ども) (第19条第1項第3号)</p>	<p>保育短時間 保育標準時間</p>	<p>保育所 認定こども園 小規模保育等</p>

()教育標準時間外の利用については、一時預かり事業(幼稚園型)等の対象となる。

本制度における行政が関与した利用手続

市町村が客観的基準に基づき、教育・保育の利用時間を認定する（認定区分、事由(就労、介護等)、保育必要量(保育標準時間・保育短時間)）。

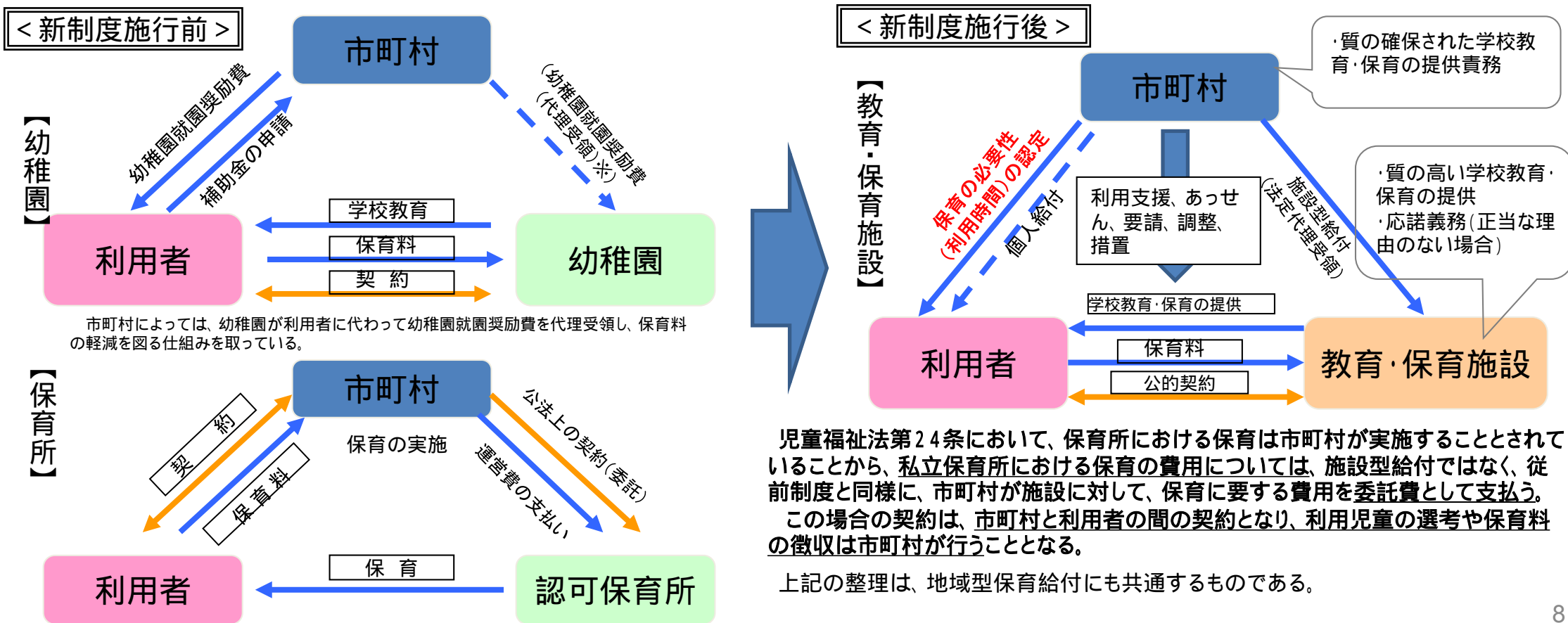
【認定区分】	認定区分	認定施設
1号認定(支援法第19条第1号該当)	教育標準時間認定・満3歳以上	認定こども園、幼稚園
2号認定(支援法第19条第2号該当)	保育認定(標準時間・短時間)・満3歳以上	認定こども園、保育所
3号認定(支援法第19条第3号該当)	保育認定(標準時間・短時間)・満3歳未満	認定こども園、保育所、地域型保育

施設型給付については、保護者に対する個人給付を基礎とし、確実に学校教育・保育に要する費用に充てるため、居住市町村から法定代理受領する仕組みとする（保育料等は施設が利用者から徴収）。私立保育所については右下図 印

契約については、市町村の関与の下、保護者が自ら施設を選択し、保護者が施設と契約する公的契約とし、施設の利用の申込みがあったときは、「正当な理由」がある場合を除き、施設に応諾義務を課す。私立保育所については右下図 印

入園希望者が定員を上回る場合は「正当な理由」に該当するが、この場合、施設は、国の選考基準に基づき、選考を行う。

1号認定子どもについては、施設の設置者が定める選考基準(選考方法)に基づき選考することを基本とする。2号・3号認定子どもについては、定員以上に応募がある場合、優先利用に配慮しつつ、保育の必要度に応じて選定する。



子ども・子育て支援新制度における幼稚園の選択肢

		位置付け・役割	施設の認可・指導監督等 (認可) (確認)		財政措置	選考・保育料等の取扱い
新制度	「施設型給付」を受ける認定こども園 (幼保連携型) (幼稚園型)	学校教育と保育を提供する機関 (幼保連携型) : 学校と児童福祉施設の位置付け (幼稚園型) : 保育機能を認定 市町村計画で把握された「教育・保育二一ズ」に対応	幼保連携型 都道府県・指定都市・中核市が、認可・指導監督 幼稚園型 都道府県が認可・認定・指導監督	幼保連携型・幼稚園型共通 「給付の支給対象施設」として、 <u>市町村</u> が確認・指導監督	「保育の必要性」の認定を受けた利用者 : 「保育時間」に対応する「施設型給付」 ² その他の利用者 : 「標準時間」に対応する「施設型給付」 ² 私学助成 (特別補助等) ³	応諾義務 * 「正当な理由」がある場合を除く 利用者負担は応能負担 * 一定の要件の下で上乗せ徴収可
	「施設型給付」を受ける幼稚園	学校教育を提供する機関 市町村計画で把握された「教育二一ズ」に対応	都道府県が認可・指導監督	「給付の支給対象施設」として、 <u>市町村</u> が確認・指導監督	「標準時間」に対応する「施設型給付」 ² 私学助成 (特別補助等) ³	
従前どおり	「施設型給付」を受けない幼稚園 ¹	学校教育を提供する機関	都道府県が認可・指導監督	/	私学助成(一般補助・特別補助) 幼稚園就園奨励費	建学の精神に基づく選考 利用者負担は設置者が設定

¹ 従前の私立幼稚園は、別段の申出を行わない限り「施設型給付」の対象として市町村から確認を受けたものとみなされている。

² 「施設型給付」は国等が義務的に支出しなければならない経費であり、消費税財源が充当される。

³ 特別支援教育や特色ある幼児教育の取組等に対する補助を実施。

地域の実情に応じた子育て支援の展開

人口減少地域での展開

子どもが減少する中で、適切な育ちの環境を確保することが課題

子どもが減少しても、認定こども園を活用し、**一定規模の子ども集団を確保**しつつ、教育・保育の提供が可能

子どもが減少し、保育所(20人以上)として維持できない場合でも、小規模保育等として、**身近な場所で保育の場の維持**が可能

地域子育て支援拠点(子育てひろば)、一時預かりなど、**在宅の子育て家庭に対する支援**を中心に展開
取組を容易とするための見直し

〔 子ども・子育て支援新制度の 主なポイント 〕

認定こども園制度の改善

- ・幼稚園と保育所の機能を併せ持つ施設
- ・「二重行政の解消」「財政支援の充実」により、地域実情に応じた展開が可能

小規模保育等への財政支援の創設

- ・「小規模保育」(定員6~19人)、「保育ママ」(定員1~5人)等に対する財政支援(地域型保育給付)を創設

地域の実情に応じた子育て支援の充実

- ・地域の実情に応じ、市町村の判断で実施できる13の子育て支援事業を法定
- ・在宅の子育て家庭(0~2歳の子どもを持つ家庭の7割)を中心とした支援の充実

大都市部での展開

潜在的なニーズにまで応え得る待機児童対策が課題
(保育所待機児童解消加速化プランなど)

施設・人員に余裕のある幼稚園の認定こども園移行により、**待機児童の解消**が可能

土地の確保が困難な地域でも、既存の建物の賃借等により、**機動的な待機児童対策**を講じることが可能

延長保育、病児保育、放課後児童クラブなど、**多様な保育ニーズに応える事業**を中心に展開

新制度の基盤

市町村が実施主体

- ・住民に身近な市町村に、子育て支援の財源と権限を一元化
- ・市町村は地域住民の多様なニーズを把握した上で、計画的に、その地域に最もふさわしい子育て支援を実施

社会全体による費用負担

- ・消費税率引上げにより、国・地方の恒久財源を確保
- ・質・量の充実を図るため、消費税率の引上げにより確保する0.7兆円程度を含めて1兆円超程度の追加財源が必要

国・地方の負担（補助）割合

		国	都道府県	市町村	備考
施設型給付	私立	1 / 2 (注1.2)	1 / 4 (注1.2)	1 / 4 (注1.2)	
	公立	-	-	10 / 10	
地域型保育給付(公私共通)		1 / 2 (注1)	1 / 4 (注1)	1 / 4 (注1)	
地域子ども・子育て支援事業		1 / 3	1 / 3	1 / 3	妊婦健康診査,延長保育事業 (公立分)のみ市町村10 / 10

(注1) 0歳～2歳児相当分については、事業主拠出金の充当割合(30年度5.75%)を控除した後の負担割合。

(注2) 1号給付に係る国、地方の負担については、経過措置有り。

子ども・子育て会議の設置

○**国**において有識者、地方公共団体、事業主代表・労働者代表、子育て当事者、子育て支援当事者等（子ども・子育て支援に関する事業に従事する者）が子育て支援の政策プロセス等に参画・関与することができる仕組みとして子ども・子育て会議を設置する（平成25年4月）

○**市町村、都道府県**においても地方版子ども・子育て会議を設置するよう努めることとされている

地方版子ども・子育て会議には、事業計画策定の審議を行うとともに、継続的に点検・評価・見直しを行っていく役割が期待されている。



子ども・子育て会議 委員及び専門委員

子ども・子育て会議 委員

秋田 喜代美	東京大学大学院教育学研究科教授	塚本 秀一	(公社)全国私立保育園連盟常務理事
王寺 直子	NPO法人全国認定こども園協会副代表理事	月本 喜久	全日本私立幼稚園PTA連合会副会長
太田 彩子	(一社)営業部女子課の会代表理事	坪井 久也	全日本私立幼稚園連合会政策委員長
大日向 雅美	恵泉女学園大学学長	徳倉 康之	NPO法人ファザーリング・ジャパン理事
奥山 千鶴子	NPO法人子育てひろば全国連絡協議会理事長	中川 一良	(福)健光園京都市北白川児童館館長
尾崎 正直	高知県知事	蜂谷 真弓	日本商工会議所・東京商工会議所知的財産戦略委員会委員
小塩 隆士	一橋大学経済研究所所長	東出 公一郎	(一社)日本経済団体連合会人口問題委員会企画部会長
柏女 霊峰	淑徳大学総合福祉学部教授	無藤 隆	白梅学園大学大学院特任教授
加藤 篤彦	(公社)全国幼児教育研究協会理事	山内 五百子	(福)日本保育協会女性部副部長
駒崎 弘樹	NPO法人全国小規模保育協議会理事長	山本 和代	日本労働組合総連合会副事務局長
佐藤 栄一	宇都宮市長	渡邊 廣吉	聖籠町長
佐藤 秀樹	全国保育協議会副会長		
佐藤 好美	(株)産経新聞社編集局文化部編集委員兼論説委員		
関 美津子	全国国公立幼稚園・こども園長会会長		

子ども・子育て会議 専門委員

今村 定臣	(公社)日本医師会常任理事	高木 宏幸	埼玉県草加市教育委員会教育長
大川 洋二	(一社)全国病児保育協議会会長	廣島 清次	(一社)日本こども育成協議会会長
尾木 まり	(公社)全国保育サービス協会理事	水嶋 昌子	NPO法人家庭的保育全国連絡協議会理事長
葛西 圭子	(公社)日本助産師会常任理事	武藤 素明	全国児童養護施設協議会副会長
木村 義恭	(一社)全国認定こども園連絡協議会会長		

(50音順)

役職は、委員発令日(平成29年6月28日(山本和代委員は平成30年3月1日))現在

地方版子ども・子育て会議について

子ども・子育て支援法第77条に規定する「審議会その他の合議制の機関」又は同法の規定により意見を聴くべき保護者その他子ども・子育て支援に係る当事者（「地方版子ども・子育て会議」）に関する規定は、国の子ども・子育て会議の設置に関する規定と同じく、平成25年4月1日に施行。

地方版子ども・子育て会議の役割は、次のとおりである。

< 地方公共団体向けQ & A (平成25年4月内閣府) >

Q 地方版子ども・子育て会議の役割は何か。

A

条例で地方版子ども・子育て会議を設置した場合、自治体が、教育・保育施設や地域型保育事業の利用定員を定める際や、市町村計画、都道府県計画を策定・変更する際は、この会議の意見を聴かなければならないとされている。また、同会議においては、自治体における子ども・子育て支援に関する施策の総合的かつ計画的な推進に関し必要な事項及び当該施策の実施状況について、調査審議することとされている。

地方版子ども・子育て会議は、市町村計画、都道府県計画等へ、地域の子育てに関するニーズを反映していくことを始め、自治体における子ども・子育て支援施策が地域の子ども及び子育て家庭の実情を踏まえて実施されることを担保するなど、重要な役割を果たすことが期待されている。特に、児童福祉、幼児教育、双方の観点を持った方々の参画を得て、地域における子ども・子育て支援について調査審議していただく必要がある。

市町村計画、都道府県計画を策定する際に審議を行うことは同会議の重要な役割の一つであるが、計画を策定すれば終わりということではなく、子育て支援施策の実施状況を調査審議するなど、継続的に点検・評価・見直しを行っていく(PDCAサイクルを回していく)役割が期待されている。

地方版子ども・子育て会議の設置状況について

平成26年4月23日
内閣府

平成26年2月28日時点での地方自治体(都道府県、市区町村)における「地方版子ども・子育て会議」(子ども・子育て支援法第77条に基づき条例により設置した「審議会その他の合議制の機関」のほか、規則、要綱、申し合わせ等により設置した子ども・子育て支援についての会議体を含む。)の設置状況を調査したところ、その結果は以下のとおり。

設置措置済み自治体は1481団体(82.8%)(11月1日時点では、1271団体(71.0%))。

設置措置済みと今後対応予定を合わせると、1756団体(98.2%)とほとんどの自治体が設置済みなし設置予定。

【設置状況について】

	設置措置済み	今後対応予定	会議体を置かない	方針未定	合計
全体	1481団体(82.8%)	275団体(15.4%)	19団体(1.1%)	14団体(0.8%)	1789 団体
11月1日時点	1271団体(71.0%)	486団体(27.2%)	15団体(0.8%)	17団体(1.0%)	1789 団体
都道府県	41 団体	6 団体	0 団体	0 団体	47 団体
市区町村	1440 団体	269 団体	19 団体	14 団体	1742 団体
うち政令市	20 団体	0 団体	0 団体	0 団体	20 団体
うち中核市	42 団体	0 団体	0 団体	0 団体	42 団体